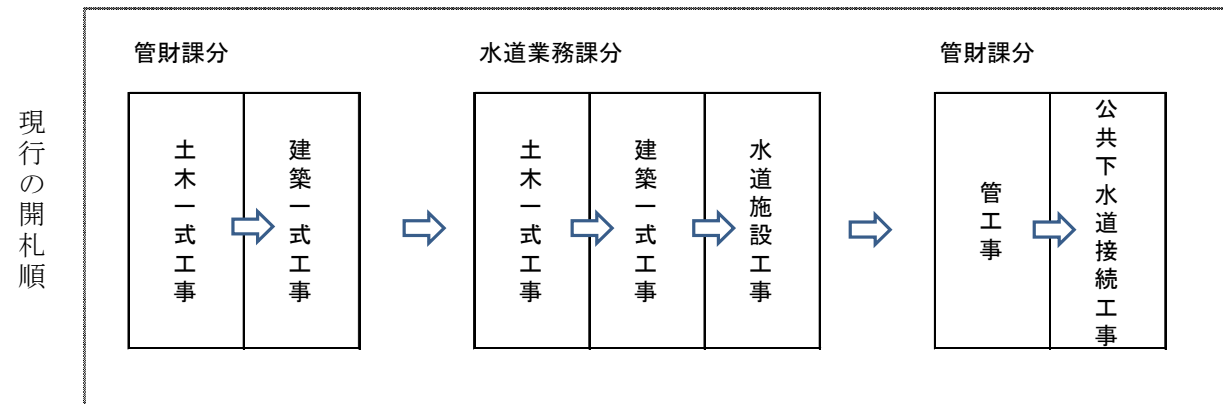


## 平成26年度 入札制度の一部改正について

### ①工事希望型競争入札の開札順の見直しについて

- ・工事希望型競争入札における開札順を変更する。（平成26年度6月入札会より）

#### ○希望型競争入札の開札順<改正前>



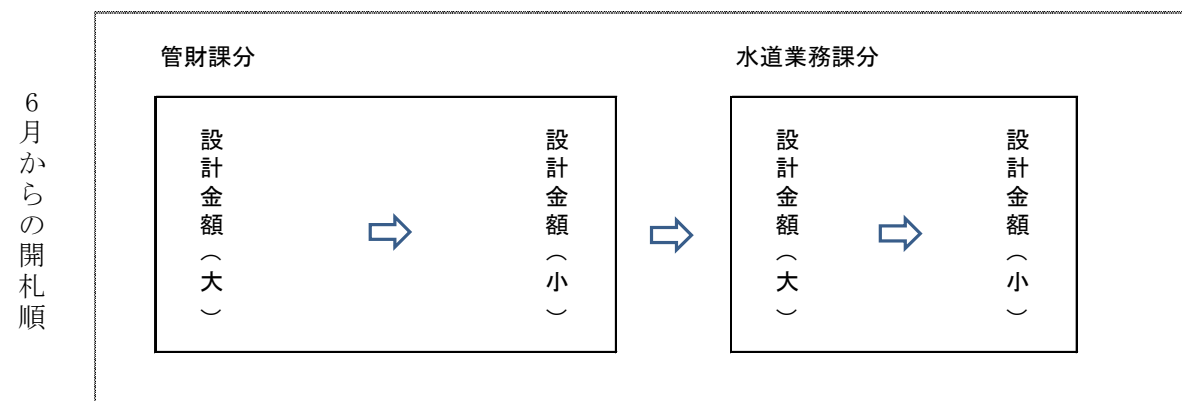
※同一工種内においては、設計金額の大きい工事から順に開札していく。



#### ○希望型競争入札の開札順<改正後>

管財部局・水道部局で大きく分類はするものの、工種での分類はせず、設計金額の大きなものから順に開札する。

（管財部局→水道部局の順で開札する）



#### <改正理由>

希望型競争入札については、特定の業者に落札が偏らないように、手持ち工事数や一入札会での落札数に制限をかけている。

- ・一入札会での落札件数は、業種別に、土木一式工事：2件、建築一式工事、水道施設工事、管工事、下水道接続工事：各1件  
但し、合計で2件まで
- ・手持ち工事数：3件まで（H24年度～）  
但し、指名競争入札や制限付一般競争入札等で落札したものは除く（手持ち工事とは、落札した日から工事完成届を市が受理した日までの間とする）

このため、開札を順に行った場合、一入札会の中で先に開札した工事を落札した業者が制限にかかることにより、その後の入札分については応札しているにもかかわらず未開札（＝「無効」扱い）となる現象がおこる。

しかしながら、工種に関係なく設計額の大きい工事から開札を行う方が、より公平であると考えられるため、今回開札順を見直すこととする。

## ②指名停止・指名回避等の名称見直しについて

- ・橋本市が現在行っている入札は、指名入札だけではなく一般競争入札（工事希望型を含む）も行っていることから、「指名停止」及び「指名回避」等の名称については、一般競争入札も含めて指す場合には、「入札参加資格停止」及び「入札参加回避」等のように、「指名」→「入札参加（資格）」という表現に変更する。  
なお、この見直しの趣旨に伴って、変更が必要となるその他の類似箇所も併せて変更する。
- ・今回新たに、「物品調達等に係る入札参加資格停止基準」を告示し、従来の工事関係の停止基準に準じた運用を明確に行うこととする。

（平成26年6月1日より）

### <一部改正した要綱等>

- ・橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準  
（旧：橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準）
- ・橋本市建設工事等の適正な履行の確保に係る入札参加回避基準  
（旧：橋本市建設工事等の適正な履行の確保に係る指名回避基準）
- ・橋本市入札監視委員会要綱
- ・橋本市入札参加業者選定審査会要綱（旧：橋本市指名業者選定審査会要綱）
- ・橋本市優良建設工事業者表彰規程
- ・橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱
- ・橋本市建設工事等暴力団排除対策会議運営要領
- ・橋本市建設工事制限付一般競争入札実施要綱
- ・橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程
- ・橋本市建設工事競争入札参加者の地方基準点数算定要領
- ・工事現場における施工体制の調査要綱
- ・橋本市建設工事における配置技術者等認定要領
- ・橋本市公共工事の入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱
- ・橋本市建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る事務処理基準

### <新規制定した要綱等>

- ・橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準